

確認及び要望事項一覧表

別添資料 1

No	要望等事項	対象部局等	回答
1	オンライン窓口等、対面以外での情報提供体制を検討いただきたい。また、コロナ対策特設ホームページ上における既存の相談支援窓口を分かりやすくするとともに、LINEをはじめとしたSNS等も活用し十分な周知を行っていただきたい。	福祉部（市長室、経営企画部、市民部、こども育成部、こども家庭支援センター）	市民の悩みや不安の解消のため相談先を周知することについては、まずは、現在の新型コロナウイルス感染症に関するホームページに、新型コロナウイルス感染症に特化した相談窓口だけではなく、悩みや不安の解消のための相談窓口についても表示してまいります。 なお、6月より電子申請システムの開始及びLINE公式アカウントを取得します。今後、各部課において運用方法を決定後に活用することで効果的な情報提供等を行います。
2	住宅ローンの支払い猶予対策を国に求めるとともに、本市においても固定資産税の支払い猶予または減免などの対策を行っていただきたい。また、民間における住宅ローンの支払い猶予に対し市が協力できることはないか確認したい。	税務部（経営企画部・財務部）	始めに固定資産税の支払い猶予についてですが、住宅ローンを支払っている方に限らず全ての納税義務者について、また、固定資産税に限らず市税全般について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少がある場合は、地方税法の改正に伴う徴収猶予の特例制度により、1年間、地方税の徴収の猶予を受けていただくことができます。 市税の納付が困難となっている方々に対しては、この制度を活用し対応してまいります。 なお、固定資産税にかかる減免制度について、現在、国においては「中小の事業者を対象とした事業用資産の令和3年度課税分の減免」が示されており、減収分については、国が補填をすることとなっています。一方、個人を対象とした減免については、国の補填がなく、減収に伴う影響も大きいことから難しいと考えております。 次に、「住宅ローン等の返済猶予等を国に求めること」についてですが、現在、銀行等においては、金融庁からの本年2月7日の要請に加え3月6日の内閣府特命担当大臣（金融）名での要請を踏まえ、個人の事業性ローン、住宅ローン等について、返済猶予等の相談に応じる等、必要な支援を実施しているところです。 また、金融庁においては、金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しています。 こうした状況を踏まえ、横須賀市から改めて国に対して要望を行うことは考えていません。むしろ国全体にかかる制度については、是非、政党経由の政策提言を行っていただければと思います。 「民間における住宅ローンの支払い猶予に対し市が協力できること」については、金融庁の広報チラシを市のHPで案内することとしました。
3	苦学生や仕事を失った人のための緊急雇用対策として、アルバイトや会計年度職員等の雇用を市の関連事業で行っていただきたい。	総務部	現在、市として夏季ごみ収集業務や国勢調査員の募集を行っているところですが、新型コロナウイルスに関わる緊急対策による新たな業務や既存の業務において、さらに従事できる業務があるかどうかを検討してまいります。
4	次亜塩素酸水のチラシについて、類似品との見分け方や保管方法等の使用にあたっての注意点等をチラシに分かりやすく工夫をしていただきたい。また、外国人に向けたチラシも検討していただきたい。	財務部	配布しているチラシについては、次亜塩素酸水を使用する場合の注意点として、保管方法など特に重要な項目を誰にも分かりやすいように記載し周知しています。 類似品との違いは、チラシには記載していませんが、配布場所には表示しています。 また、日本語以外では、英語表記の案内をホームページに掲載し、チラシも用意しています。今後、他の言語でのチラシ作成の要望があれば対応します。
5	市内事業者を応援する民間事業者の取り組みに対して、既存のクラウドファンディングサイトと連携するなど、適切な協力・支援を行っていただきたい。	文化スポーツ観光部	横須賀市と商工会議所等で既に始めている飲食店を応援する仕組みを活用して、飲食店以外の業種も対象とした取り組みを開始できるよう検討を進めています。
6	各種補助金助成金等の手続きを簡略化し、スピード感のある対応をしていただきたい。また、特別定額給付金をはじめとした給付のスケジュールを明確にいただきたい。	経済部（市民部）	経済部所管の中小企業等家賃支援補助金については、来庁の必要のない郵送申請を原則とし、申請から請求までを一括で提出する手法としました。受付開始当初に申請が集中したため、支払いまで10日から14日程度かかっていましたが、徐々に早く行えるようになってきました。 市民部所管の特別定額給付金については、申請書を全世帯へ5月末に一斉に発送する予定としておりましたが、なるべく早くお届けしたいとの思いから、準備ができたものを5月22日から順次発送し、5月中に全てを発送するスケジュールに変更いたしました。 給付金の振り込みにつきましても、できる限り早く行えるよう努めてまいります。 補助金助成金等の手続きについては、申請者と職員の負担軽減やスピード感を考慮してまいります。
7	在宅勤務の実施状況について確認したい。その実施状況を踏まえ、在宅勤務職員を部局横断で活用し、窓口の体制強化を検討していただきたい。また、土業との連携で各種申請手続きを支援していただきたい。	総務部（市民部、経済部）	①4/14(火)以降、出勤職員数を減らす交代制勤務を実施しています。 当初予定した期間（4/14～5/6）の在宅勤務率は、目標70%に対して平均で約36%（暫定値）です。（これは、全163課中145課（出先機関含む）で、週休日・休日を除く期間中に在宅勤務を行った職員数の合計を全職員数で除算した数値です。） ②在宅勤務は、業務内容で体制の組みやすさが異なるため、職場によって実施に差があります。組織全体の実施率は目標に対して5割強ですが、そうした中でも「生活保護（住居確保給付金）の申請相談」や「中小企業等家賃支援補助金の申請相談」、「次亜塩素酸水（除菌水）の配布」など、急ぎ対応すべき業務の実施にあたり、在宅勤務率の高い職場などから部局横断的な応援体制を組むことで対応しています。今後も窓口の体制強化など、必要に応じて柔軟に取り組んでまいります。 ③雇用調整助成金や持続化給付金など、申請手続きが複雑な事業者向け助成金等の申請には、ご提案の土業との連携が非常に効果的だと考えます。現在、（公財）横須賀市産業振興財団や横須賀商工会議所では、社会保険労務士などと連携しながら無料で相談・支援を行っていますので、市が財源を負担することで支援を継続してまいります。

No	要望等事項	対象部局等	回答
8	市内各施設における必要物資について一元管理が行えているのか。また、寄付物資等はどのような管理をしているのか確認したい。	市民部 (福祉部、健康部、 こども育成部)	各事業者の物資の状況は、所管する各々が、適宜、把握しています。 また、寄付物品については、ご寄付の窓口を市民部危機管理課が担い、実際の配布先の調整は、福祉系事業者は福祉部指導監査課、医療系事業者は健康部地域医療推進課が行っています。 両課ともに冒頭に記載した把握状況に基づき、必要などころへの配布を心掛けていますが、各事業者の皆様も担当部局に対して物資の不足状況の声を届けていただければと思います。
9	感染者やその家族に対する誹謗中傷だけでなく、医療従事者や介護事業者など働かざるを得ない職種の人たちへの誹謗中傷が起きているので、人権やプライバシーに対する配慮について周知・啓発していただきたい。	市民部	広報よこすか5月号及び市ホームページ、ツイッターで、感染者、医療従事者などへの不当な差別、誹謗中傷などを行わないようお願いしているほか、人権侵害を受けた際の相談窓口をお知らせしています。 引き続き、周知啓発に取り組むとともに、ホームページに関しては、より多くの方に見ていただけるよう、トップページにあるコロナ対策特設ページ上にも掲載するよういたします。 横須賀市としては、徹底した対応を行ってまいりますので、市議会におかれましても後援会や市民の方々にお声がけいただければと思います。
10	労働に関する窓口について、オンラインでの相談や相談時間の延長など拡充していただきたい。	経済部	ハローワークや商工会議所等に協力を依頼してまいります。 なお、事業者の経営相談については、産業振興財団が予約制でオンライン相談を開始しました。
11	大学生に対する支援について確認したい。また、今後は大学と連携し様々な支援を検討していただきたい。	福祉部	大学生に対する支援については、横須賀市と食糧支援について連携協定を結ぶ団体のご協力を得て、約1,000食(学生50人の1週間分)の食糧支援を行いました。その後も学生からの食糧に対する問い合わせや市民や事業者の方から食糧寄付の申し出がありますので、引き続き食糧支援を実施したいと考えています。 家賃の支払いが困難な方に対しては、住居確保給付金を支給しています。専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた大学生が、これまでのアルバイトがなくなったために家賃の支払いが困難な場合は、収入要件や資産要件等を満たせば、住居確保給付金の対象となりますのでお問い合わせいただきたいと思っています。 今回、食糧支援を通じて大学との窓口ができましたので、連携を深めてまいります。
12	要介護者が早期にPCR検査を受けられるようにするために、移動手段を確保していただきたい。	福祉部	PCRセンターへの移動については、自家用車・同居のご家族の車での移動、飛沫対策をした上での公共交通機関の利用を案内しています。 車いすやストレッチャーによる移動を希望される方に対しては介護タクシー等をご案内しています。
13	障害者の通所手段としての移動支援など自立生活援助に関わるサービスを現実的に則して弾力的に運用していただきたい。	福祉部	感染症対策が必要な期間において、障害のある方が移動手段を必要とし、感染予防に有効と判断できる場合は、個々の障害特性を勘案した上で移動支援を弾力的に適用していきたいと考えています。 なお、その際に福祉有償運送等車両を活用し、車両内で支援員が所定の支援を行うことは、移動支援の有効な提供方法の一つと考えています。
14	生活福祉資金貸付の入金を迅速化していただきたい。迅速化が困難な場合には、市独自の緊急小口貸付の制度化を検討していただきたい。	福祉部	生活福祉資金貸付の特例貸付については、事業主体である県社協による郵送申請導入、労働金庫での受付開始と併せて、市補助金の増額による受付体制強化により、市社協への申請書類到着と原則同日に県社協へ送付できるように事務を改善しました。 県社協における受理から送金に要する日数については、市民の方々のひっ迫した状況から大きな課題であると捉えておりますので、引き続き改善を求めてまいります。 ご提案の市独自の緊急小口貸付については、国等による財源の担保なしに制度設計をすることは財政的に困難であると考えます。 つきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活にお困りの方々に対しては、既存の支援策の中で迅速に対応してまいります。
15	新型コロナウイルス感染を原因に亡くなった方の火葬までの過程に関する国の指針及び市の考えについて確認したい。また、同過程に対応するための機材等は充足しているのか確認したい。	健康部	厚生労働省によると、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の搬送や火葬に際しては、「感染を防ぐため、遺体を覆う非透過性納体袋に収容・密封することが望ましい。非透過性納体袋に遺体を収容・密封後に、納体袋の表面を消毒する。極力そのままの状態での火葬するよう努める。また、遺体の搬送に際し、非透過性納体袋に収容・密封されている限りにおいては、特別な感染防止策は不要。」とされています。 横須賀市においては、入院中の新型コロナウイルス感染症に感染した方が亡くなられた場合、病院の医療関係者が、病院に備えている非透過性納体袋にご遺体を納め、納体袋の表面を消毒することを確認していますので、ご遺体の搬送、保管、火葬は、通常どおり対応可能と考えており、特別な対応は行っていません。 なお、非透過性納体袋を含め、医療機関における感染防止のための物資については、医療機関の求めに応じて、県が供給しており、現在は充足しているものと認識しています。
16	医療従事者・介護士・保育士・学童保育指導員等のメンタルヘルスのケアが必要な方々への配慮について、市の考え方を確認したい。	健康部(福祉部、こども育成部)	医療従事者等のメンタルヘルスケアについては、一義的には所属する法人等が行うところですが、ケアが必要に至るまでには、感染リスクの不安、求められる新たな対応とそこから来る疲労感等が原因として考えられます。こうした課題に対し、市としても相談体制を取れるよう検討してまいります。
17	ひとり親家庭の親や介護者等が感染した場合に、支援や介護の必要な家族の行き先の確保のための対策を検討していただきたい。	福祉部(こども家庭支援センター)	同居家族等が新型コロナウイルス感染症の陽性患者になったことで、残された児童や要介護者が一時的に在宅で支援を受けることが困難になった場合の対応ですが、児童については横須賀市立うわまち病院にて一時保護をしてもらう体制をとっており、要介護者については、横須賀市立市民病院で受け入れてもらっています。
18	高齢者の孤立や孤独感の解消につながる取り組みについて確認したい。例えば、地域包括支援センターなどを活用し、高齢者宅へ電話で安否確認や困りごとの聞き取りを行ってはいかがか。	福祉部	公共施設等の閉館等にもなう高齢者の外出機会の減少については、3密及び感染防止の観点からやむを得ない部分もありますが、地域包括支援センターと連携するとともに民生委員の皆様のお力をお借りしながら、電話や玄関先までの訪問など工夫をしながら孤立や孤独感の解消に取り組んでおります。

No	要望等事項	対象部局等	回答
19	帰国者・接触者相談センターの相談件数やPCR検査の実施数などの現状を適切に公表していただきたい。	健康部 (市長室)	帰国者・接触者相談センターの相談件数やPCR検査数等について、既に一部をホームページに掲載していますが、今後も適切に公表できるよう対応してまいります。
20	医療従事者の給与面の待遇向上について、他都市を参考に検討していただきたい。	健康部	医療従事者には、感染拡大の中、最前線で患者の治療、看護にあたる激務だけでなく、自らの感染リスクの不安などから、肉体的にも精神的にも大きな負担がかかっています。既に何らかの待遇向上につながる支援策について補正予算を組む方向で検討しています。
21	市民の不安を解消するため、PCR陽性者が症状に応じて受ける治療や社会生活に復帰するまでの道筋を例示していただきたい。	健康部	PCR検査で陽性になった方の治療や社会復帰までの道筋は、その症状や生活状況により異なります。一般的には入院患者は2回の陰性確認後、宿泊施設静養患者は2週間の経過観察期間を経て社会復帰となります。
22	人工透析など持病を持つ方が罹患した際の対応について確認したい。	健康部	人工透析など持病を持つ方が新型コロナウイルス感染症になった場合、市内の医療機関対応が難しい場合には、県に相談し対応先を探す『神奈川モデル』がすでに構築されています。県との連携を密にしながら、特別な配慮が必要な新型コロナウイルス感染症患者に対応できると考えています。
23	飲食店のテイクアウトの強化に伴い生じている課題について、現在の食品衛生監視体制も含め確認したい。	健康部	新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、平時は客席で飲食を提供する一般的な飲食店が新たに持ち帰り（テイクアウト）、宅配のサービスを開始する事例が増えています。持ち帰りや宅配については、店内の喫食と比べて調理してから喫食までの時間が長くなります。また、これからの季節は気温や湿度の上昇により食中毒のリスクがさらに高まります。このため、市ホームページに持ち帰りや宅配等を実施する上での注意点を掲載しました。また、食品衛生協会など関係機関と協力しながら食中毒予防を啓発しています。食品衛生を所管する保健所生活衛生課においても、保健所としての新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところですが、食品衛生に関する相談業務については最優先事項と位置づけ、必要があれば迅速に監視指導をするなど丁寧に対応しています。
24	1型糖尿病をはじめ医療的ケアが必要な子どもへの対応について、現在の状況と今後の対策を確認したい。	こども家庭支援センター (健康部)	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う消毒液の確保困難な状況を踏まえ、国がエタノール消毒液の優先供給のスキームを医療的ケア児へも適用したため、横須賀市でも気管切開や人工呼吸器装着児等を優先に消毒液の配布を行いました。1型糖尿病児の実数把握は困難ですが、関係機関において把握されている場合には、消毒液の供給状況も踏まえつつ配布対象に加えるなど、今後も医療的ケア児等の在宅生活を支援していきます。
25	放課後児童クラブへの補助金などの対応を緊急事態宣言の期間に合わせて延長していただきたい。また、利用者減少に伴う補助金の返還については、柔軟に対応していただきたい。	こども育成部	緊急事態宣言の延長に伴う放課後児童クラブの財政支援についても、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、延長し対応する予定です。また、一時的な通所の自粛は、補助金の対象となるクラブ児童数に影響しないため、利用児童数による補助金の減としないなど、柔軟に対応していきます。
26	学童クラブや放課後デイサービスなどの3密を防ぐため、学校施設や公共施設の利用について検討していただきたい。	こども育成部	放課後児童クラブに対して、家にいることが可能な保護者に通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを要請しているため、全体の平均利用率は35%程度となっており、必ずしも全てのクラブが3密状態となっていない状況です。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小学校の臨時休校期間中については教育委員会と協議し、放課後児童クラブは、平日の13時30分から15時30分までの間、小学校の校庭を利用できることとなっています。放課後等デイサービス事業所についても、利用児童が減少している状況だと承知しています。今後、状況が変わり、更に学校施設等の利用が必要となる場合は、教育委員会等と相談しながら検討していきます。
27	児童扶養手当を受給する世帯に上乗せ支給するなど、他都市の事例も参考にし、ひとり親家庭の経済的支援の充実を検討していただきたい。	こども育成部	児童扶養手当を受給する世帯に対する支援については、野党から臨時特別給付金の法案が衆院に提出されましたので、国の第2次補正予算の動向を注視してまいります。
28	DVや虐待に対する市の対応及び考え方を確認したい。また、DVや虐待を防ぐために民間で実施している事業等の把握状況を確認したい。	こども家庭支援センター	DV、児童虐待については、相談・通告状況等を継続的に把握しているため、今般の社会状況に伴う相談件数・内容等の変化を注視しながら、必要な支援が滞ることのないようにしていきたいと考えます。DVや児童虐待の被害者支援は民間団体とも連携し実施していますが、予防・防止のために民間で実施している事業等の把握はしていません。
29	保育園及び学童保育の登園抑制の現状と見解を確認したい。	こども育成部	市内保育園においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたり、保護者が医療、ライフラインを支える職、福祉施設等の従事者等を除いた職種についている場合、入所児童の登園自粛の依頼をしています。また、放課後児童クラブにおいては、家にいることが可能な保護者に通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを要請しています。登園自粛等の依頼後は、保育園、放課後児童クラブ共に平均利用率は35%程度と抑制が達成できており、医療等に従事する保護者の児童の利用となっているため、これ以上の利用抑制は難しいと考えます。
30	登園自粛した保護者への返金など、保育園の給食費の実態を確認したい。	こども育成部	市立保育園の登園自粛の期間の給食費の取扱いについては、保育料と同様に、登園を控えていただいた場合には日割り計算により、7月以後の給食費において調整する方法で返金することを予定しています。また、私立保育園については、食材の発注時期などの関係から、日割りによる返金、一か月間全日登園自粛した場合のみ月額返金、主食代のみ返金など、施設ごとの対応となっています。

No	要望等事項	対象部局等	回答
31	妊婦の負担軽減のために行っている市独自の対応について確認したい。	こども育成部（こども家庭支援センター）	横須賀市では、健康福祉センターにおいて、妊娠期の過ごし方や出産、子育てに関する教室を開催しているところですが、コロナ感染拡大に伴い感染機会を防ぎ、また会場まで出向く負担を軽減するため、市ホームページを充実させ情報提供に努めています。 また、外出の自粛に伴う、妊娠中の不安や子育ての悩みを相談できる場として24時間、365日電話相談ができる「子育てホットライン」を開設しています。更に、平時より安静が必要と診断された妊婦の家事負担を軽減するために「子育て支援ヘルパー」の派遣も行っています。 今後も、引き続き、他自治体の取り組み状況にも注視しつつ、情報収集に努めていきたいと考えています。
32	家賃補助の継続をはじめ中小企業等のさらなる支援をどのように考えているのか確認したい。 また、本市に本社を有している中小企業等のうち、事業所や店舗がない企業にも支援を検討していただきたい。	経済部	中小企業等への支援は、まずは事業者の負担となっている固定経費を軽減するため、家賃相当額を助成する制度を創設しました。今後、緊急事態宣言の延長を踏まえて、対象月の延長等の対応を検討しています。 横須賀市に店舗等がない企業への支援については、国の2次補正によって支援を受けられる可能性がありますので、動向を注視してまいります。
33	休校中の学力低下と学習環境格差の補完について、どのように考えているのか確認したい。 また、支援級の児童への対応も確認したい。	教育委員会	各学校では、今回の新型コロナウイルスの緊急事態宣言に係る臨時休校のため、授業を実施できない状況が続いていますが、前年度の未履修の部分と、新年度当初5月までの学習範囲に該当する家庭学習課題を、全児童生徒に対して計画的に実施できるよう提示しています。 また、支援級の児童生徒については、個別の課題を提供し家庭と連絡をとりながら指導しています。
34	オンライン授業について、導入を予定している場合にはスケジュールを含めて確認したい。 また、一人一台の端末導入も含め、義務教育の手段の確保に努めていただきたい。	教育委員会	臨時休校中の現在、教育委員会HPに「家庭学習応援コーナー」を設け、各種オンライン教材を活用できるよう家庭学習の支援を行っています。また、家庭に端末やインターネット環境がない児童生徒に対しては、学校のPC教室を開放しています。 今後は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、国の補助制度を活用し、GIGAスクール構想の加速化を行い、学校の教育活動におけるICT活用の促進を図ってまいります。
35	学校が再開した場合、新入生や卒業年度の児童・生徒には特に手厚い配慮が必要であるが、再開に向けた現状について確認したい。 また、学校が再開した際には、感染防止や授業の遅れを取り戻すスケジュールなどのマニュアル作成も検討していただきたい。	教育委員会	学校の再開に向けては、県からのガイドラインが未だ示されていない中、3密を防ぎながら授業再開する方法（分散登校や段階的な登校手段）や授業の遅れを取り戻すためのマニュアル作成について、校長会と個別・詳細に協議しているところではあります。
36	子どもの居場所や学習の場として、小学校の活用を検討していただきたい。その際、閉館中の市施設職員を動員するなど学校の負担を軽減することも併せて検討していただきたい。	教育委員会（総務部）	臨時休校は、国の緊急事態宣言により新型コロナウイルス感染症対策として神奈川県知事から施設の閉鎖の要請を受け行っているものです。 今後、神奈川県の特定警戒地域解除の状況により判断してまいります。
37	3月2日付の市議会から市長への申し入れについて3月6日に回答をいただいたが、その後の経過を確認したい。	教育委員会	4月7日の緊急事態宣言を受け中止していた、小学生向けの校庭開放や中・高校生向けの図書館・公園施設の開放は、5月7日以降再開しています。 また、日中保護者がおらず子どもを預けるところもない家庭については、普通級・支援級ともに、保護者の要望に対して、図書館等を開放するなど柔軟に対応していますが、現時点では、保護者から学校に要望はない状況です。 校内にある学童クラブへの教室や体育館等の開放は、各学校の状況に応じて柔軟に対応しています。 学童クラブ等への人員面の支援は、県教育委員会から、校務に支障のない範囲で可能との見解を受けていますが、現時点で、人員面の支援について学校に要望はきていません。
38	飲食店以外の業種も対象とした取り組みを検討するにあたり、鎌倉市の取り組みなど他都市の事例も踏まえて検討していただきたい。	文化スポーツ観光部	現在飲食店以外を対象としているところは少ないのですが、他業種への拡大の際は、他都市の事例も踏まえて検討してまいります。
39	労働に関する相談窓口として労働基準監督署への協力依頼が含まれていないが、同署に対して協力の依頼をしていただきたい。	経済部	労働に関する専門的な相談については、労働基準監督署をご案内することになります。スムーズにご案内できるよう、情報共有等、協力を求めています。
40	大学新入生に対する支援を検討していただきたい。また、広報よこすか号外の大学生版を作成するなど、大学生に対する市の支援の周知方法について検討していただきたい。	福祉部（市長室）	市内の大学生については、食糧支援を行う中で学生と大学の先生等から学生の生活状況を聞いていますが、特に1年生が厳しいという声は聞いていません。個々に状況が異なるとは思いますが、食糧を取りに来られた学生からは、オンライン授業への対応もなされていると感じています。現在は大学新入生に特化した支援を考えられませんが、国では学生への支援策が創設されると聞いています。こうした状況を踏まえううえで、食糧支援を継続する中で、引き続き学生の声を聞きながら支援のあり方を考えてまいります。 大学生に対する周知方法については、大学を通じて学生にメール等で周知していただいておりますが、大学生に対する支援に限らず、様々な支援策をホームページでわかりやすく掲載するほか、ツイッターなどのSNSを活用して情報発信してまいります。
41	要介護者のPCR検査において自宅での検査は受けられるのか確認したい。 また、介護タクシーの利用は高額であるが費用に対する支援などを行っているのか確認したい。 加えて、飛沫対策をした上での公共交通機関の利用を案内しているとのことだが、公共交通機関は他者への感染リスクがあるので、再度ご検討していただきたい。	福祉部（健康部）	要介護者が自宅でPCR検査を受けることは、感染防止の観点から実施していません。また、検査への介護タクシー代に対する支援は現在はありません。 検査会場への移動手段については、徒歩、自家用車、または公共交通機関での移動となります。これは、全国的に同じ取り扱いとなっております。しかし、この取り扱いでは、支障が出るケースが想定されることから、具体的な対応について検討してまいります。
42	移動支援を弾力的に適用するにあたり、対象者や施設に対してしっかりと周知していただきたい。	福祉部	相談支援事業所、移動支援事業所あるいは当事者等からの相談は、新型コロナウイルスへの対応に関わらず様々な相談を受けつけていますので、その旨をあらためて周知していきます。移動支援事業に関しては、一人ひとりの特性やライフスタイルに応じて、対応をしていく必要性がありますので、その都度、様々な状況を考慮し対応してまいります。

No	要望等事項	対象部局等	回答
43	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の搬送や火葬についての周知方法及び周知対象について確認したい。	健康部	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方のご遺体の搬送、火葬については、厚生労働省の指示に沿ってご遺体を収容しているため、特別な感染防止策は不要とされています。このことについては、ファクスにより、葬祭事業者の皆様にお知らせしています。また、ご遺族に個別に説明はしていますが、今後市民の方に対して、ホームページでの周知も検討していきます。
44	ひとり親家庭の親や介護者等の感染者が増加した場合の、他施設で受け入れるなど対応策について確認したい。また、入院が長期にわたった場合の保護体制の在り方について確認したい。	福祉部（こども家庭支援センター）	感染者が増加した場合、児童については県内小児コロナ受入医療機関への一時保護委託の打診や、庁内の既存施設の臨時一時保護所への転用等で対応します。また、保護者の入院が長期化した場合には、2週間の経過観察後にうわまち病院から一時保護所へ場所を移して、保護者が回復されるまで一時保護を継続することになります。 在宅高齢者については、訪問サービス量の変更で在宅が継続可能であれば、ご自宅で過ごしていただくよう訪問事業者と調整を行いました。また、横須賀市立市民病院に入院されていた要介護者が、2週間以上経過した後は、老人福祉施設のショートステイへの切り替えを調整します。 さらに、神奈川県から、家族が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が陰性の場合に受け入れる「短期入所協力施設」や、陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を新たに設置すると発表がありました。今後、手続等について市町村に示されると聞いていますので連携を図ってまいります。
45	地域包括支援センターと連携した取り組みについて全てのセンターで行っているのか確認したい。また、民生委員の活動状況及び現状における活動の変化の実態について確認したい。	福祉部	全ての地域包括支援センターにおいて、感染防止対策として交代勤務としたり、面会を控え玄関先の訪問や電話による対応、ケースによってはケアマネジャーや民生委員の皆様との連携など、工夫をしながら相談、支援を継続して行っています。 民生委員児童委員の活動については、神奈川県民生委員児童委員協議会からの通知に基づき、ご自身や見守り対象の方等への感染予防を最優先としています。 現状の活動においては、できるだけ対面を避け電話やメール、インターフォン等を活用していただきながら、どうしても対面が必要な場合には、対人距離の確保や密閉空間、密集場所、密接場面を避けることなどに留意していただいています。
46	医療従事者への支援策検討の中で、他都市の事例や家族への感染リスクを抱えているなどの医療従事者の現状を踏まえた支援策の具体的な内容について確認したい。	健康部	支援策として、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている市内3医療機関に対し、各500万円の支援金の交付を補正予算に計上しました。これは他都市と比較しても十分な支援であると考えています。 この支援金は、例えば、医療関係者への危険手当や、医療関係者が自宅に帰らずホテルに宿泊する場合の費用などに充てていただくことを想定していますが、使途については各医療機関の裁量に任せ活用していただきたいと考えています。
47	宿泊施設静養患者は2週間の経過観察後にPCR検査はされないのか確認したい。また、感染後の検査方法や社会復帰するための支援の考え方など、感染者の立場に立った網羅的な内容について確認したい。	健康部	「神奈川モデル」では、PCR検査で陽性になった軽症・無症状の方に対して、宿泊施設等での静養後、陰性確認のための検査は必要無しとなっています。しかし、横須賀市保健所では、医師、看護師、介護職等、ハイリスク者に接する職種やその他必要と判断される方に対し、陰性確認のためのPCR検査を行っています。 PCR検査で陽性となった方の入院・治療、宿泊施設等での療養から就業制限解除等の社会復帰まで、患者一人一人の症状や生活状況により丁寧に対応しています。 (協議会に出席し、補足をさせていただきます。)
48	食品衛生協会など関係機関と協力した啓発の具体的な内容について確認したい。また、本市におけるテイクアウト事業の実施状況、それに対する指導方法、食品衛生に関する相談件数の増加状況や職員の配置状況について確認したい。	健康部	横須賀食品衛生協会の理事会において、保健所からテイクアウトや宅配を行う上での衛生管理の重要性を説明し、指導員の方々には共通認識を持って啓発活動にあたっていただいています。また、厚労省発出のテイクアウトや宅配における衛生管理に関する通知をファクスやメールにより協会の全会員に情報提供していただきました。さらに、協会に加盟している各組合（飲食店組合、菓子組合等）を通じてテイクアウトや宅配を行う上での衛生管理の徹底を呼び掛けていただきました。 これまでに庁内から「商店街を応援する取り組みの一つとしてテイクアウトを奨励したい」、ネット配信事業者から「テイクアウトを行っている飲食店の情報を集めてネットで発信したい」、飲食店経営者から「テイクアウトを始めたい」などの相談が寄せられていますが、市内全体の実施状況は把握していません。相談に対しては、現在取得している許可の範囲でできるかを確認するとともに、テイクアウトにおける食品の取り扱いに関する注意点を指導しています。また、市民から「取り扱いが心配である」との相談が寄せられた場合は、現地を確認し、改善の必要があればその場で指導しています。相談件数の集計はしていませんが、増えていると感じています。 食品保健係は、通常どおり10名体制で運用しています。新型コロナウイルス感染症対策における疫学調査や施設の消毒確認、検体の搬送業務などを担っているため、本来業務は優先順位を付けて、一斉立入調査や食品の収去検査、講習会などは延期し、営業許可申請に対する調査や相談業務を中心に対応しています。
49	家賃補助の申請、補助件数等の実績など現状を確認したい。現状を踏まえ予算的なゆとりがある場合は補助を延長していただきたいが、対象期間を延長する考えがあるのか確認したい。	経済部	5月26日現在の申請受付件数は約1,300件です。平均の補助金額は約17万円で推移しています。 緊急事態宣言の延長等によって事業活動への影響が拡大・長期化していることや事業者からの要望を踏まえ、既存の予算を活用して家賃補助金の対象を拡大いたします。 ①補助対象額に5月分の家賃を追加（現行は3月、4月分） ②事業者等の範囲を医療法人や公益法人等※に拡大 （現行）中小企業、個人事業主、事業協同組合等 （追加）医療法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人等 ※資本金（出資）の額など、法人の規模が中小企業支援法の規定を満たしていることとする。 拡充分は、6月1日から受付を開始する予定です。

No	要望等事項	対象部局等	回答
50	学校の対応について、回答内容と相違があるとの意見があったので、学童クラブ等への対応に問題がなかったのか確認したい。	教育委員会	学童クラブへの対応について再度調査を行いました。ご指摘のような事実を確認することはできませんでした。
51	市内に本社を有するが店舗等のない事業者に対する支援について改めて検討していただきたい。 また、国や市の補助が始まる前に家賃減額等の対応をしたビルオーナーに対する支援について検討していただきたい。	経済部	当該補助制度は、①事業者の固定経費を軽減すること②市内店舗の雇用やにぎわいを維持すること、停滞させないことを目的としています。①固定経費について、店舗が自己所有の場合は固定資産税等の猶予制度がありますが、賃貸の場合はできないため家賃の補助を行うこととしました。 要望の1点目にあります。市内に自己所有の本社事務所があるが市内にテナント店舗がなく、市外のみテナント店舗を有する場合は特に②の目的に沿うものでないことから補助金の対象外としています。 また、2点目のビルオーナーに対する支援についてですが、テナントへの補助金が家賃支払いに充当され、オーナーの支援にもつながっているとの考えがあります。また、オーナーの善意を否定する訳ではありませんが、家賃減額は、テナントの立ち退きと比較した経営判断もあろうかと思っておりますので、オーナー直接の支援は想定しておりません。 中小事業者の売り上げや収入が落ち込んでいる状況下、支援策は様々と思えますが、国の持続化給付金や雇用調整助成金、県の休業要請協力金などの兼ね合いから、横須賀市では当初の目的に沿って市内テナント料に対する補助の1点集中型で対応したいと考えています。 さらに、現在、国が2次補正予算で家賃補助(給付金)を準備しています。全国的な家賃の支援策が確立することから、家賃に着目した支援スキームは現状を維持したいとの思いがあります。 今後の事業者の支援については、あらためて横須賀商工会議所や関連団体のご意見を伺いながら検討したいと思っております。
52	自治会・町内会などが開催する役員会及び行事等の開催の注意点や飲食店などの営業方法の指針など、国や県のガイドラインによることなく、本市独自でもガイドラインの作成を検討していただきたい。	市長室	飲食店などの営業に関するガイドラインにつきましては、国が示した基本的対処方針に基づき、日本フードサービス協会と全国生活衛生同業組合中央会が専門的な知見から作成しており、感染症予防が期待されることから、市独自のガイドラインを新たに作成することは考えておりません。 一方、自治会等の活動につきましては、国が示す「新しい生活様式の実践例」に基づいて事例集を作成し、機会を捉えてご紹介してまいります。
53	新型コロナウイルス感染症対策に関わる部局間、特にこども育成部、教育委員会と学校の連携を強化し、情報共有を徹底していただきたい。	市長室	4月24日付で、新型コロナウイルス感染症に係る対策に関する事務の総合調整や必要な支援体制を構築するため新型コロナウイルス感染症対策実施本部を設置し、全庁にかかる必要な対策の検討や部局間の連絡調整や支援を行っています。 今後も、こども育成部や教育委員会のみならず、各部が連携し、必要な対応ができるよう、部局間の情報共有については当然のこととして取り組みます。
54	国に対し米海軍関係者の感染者数等の情報開示を要請していただきたい。 また、保健所が米海軍関係者における感染の全体像、感染者及び濃厚接触者の情報を把握しているのか確認したい。	市長室 健康部	令和2年3月30日に米国防総省は、米軍における感染状況の個別の事案の詳細について対外的に明らかにすることは、安全保障上、米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとの理由から、軍種別を含む世界における感染者の総数のみを公表するとの全世界的な統一指針を公表しました。 日本政府としても、この指針を踏まえ、わが国の安全保障や米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとして、在日米軍関係者の感染者に関する情報については、日米間で調整のうえで公表するものと承知しています。 市といたしましては、以上を踏まえまして、国に対し、日米間の調整のうえで公表できる情報については、適切に提供するよう、これまででも求めてまいりましたし、今後も求めてまいります。 新型コロナウイルス感染症対策については、公衆衛生上の観点から、平成25年の日米合同委員会合意に基づき、米軍施設・地域の医療機関と地元保健所との間で、①特定の感染症につき相互に通報すること、また、②広範な防疫措置が必要になった場合には、相互に緊密に協力し、必要な措置をとることとされており、米海軍横須賀基地で感染者が確認された場合には、米海軍の衛生当局から横須賀市保健所に通報が行われ、横須賀市内において感染者が確認された場合には、横須賀市保健所から米海軍の衛生当局に対し、通報が行われております。そして、必要な場合には、感染者の行動履歴の追跡や濃厚接触者の特定も含め、感染拡大防止のために連携しているところです。
55	市が開催する会議、審議会などにおいて、オンラインでの開催を検討していただきたい。また、その際には傍聴者もオンラインで傍聴できるよう配慮していただきたい。	総務部	新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえ、対面会議だけではなく新しい会議の開催方法を検討する必要があると思っております。 その中でオンライン会議の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止だけでなく出席者の参加に要する時間の削減の観点から有効な会議の開催方法であると考えます。 既に一部の会議においてはオンライン会議を活用しているところですが、審議会等については未導入の状況です。 オンライン会議の審議会等への導入については、セキュリティ面や安定性、傍聴の実施方法についてなどの課題があると認識しています。 これらの課題の早期解決を目指し、オンライン会議の導入に向けた検討を進めてまいります。
56	新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者や委託事業者の休業補償の実態について、市はどのように把握しているのか確認したい。	財務部	指定管理者については担当部局から逐次状況の確認を行っています。現状、下記の施設において、休館等に伴い職員の休業を行い、全ての施設で休業補償を行っていると考えています。 その他の委託業務については、契約に則って確実に支払いを行っておりますので、休業補償は発生していないと承知しています。  ※休業補償を実施した施設 文化会館、はまゆう会館、田浦保育園、田浦青少年自然の家、市民活動サポートセンター、老人福祉センター、公郷憩いの家、健康増進センター、ヴェルクよこすか、産業交流プラザ、追浜公園、夏島都市緑地、夏島グラウンド、不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園、佐原2丁目公園、大津公園、はまゆう公園、根岸公園、田浦梅の里、衣笠山公園、しょうぶ園、光の丘水辺公園、太田和つつじの丘、三笠公園、ヴェルニー公園、くりはま花の国、ペリー公園、長井海の手公園、荒崎公園、馬堀海岸公園プールほか6施設、生涯学習センター

No	要望等事項	対象部局等	回答
57	市の財政について、財政調整基金を含め中長期的な見通しをできるだけ早く示していただきたい。 また、特に新型コロナウイルス感染症対策に活用できる財源について示していただきたい。	財務部	今回のコロナ禍により、どの程度市の財政に影響があるのか現状では把握できていませんので、なるべく早く情報を整理し財政見直しをお示しできるように努めます。  新型コロナウイルス感染症対策のための財源については、主に国の地方創生臨時交付金と市が設置したコロナ基金があります。 臨時交付金については、国の一次補正で1兆円計上され横須賀市へ9.8億円の配分がありました。二次補正予算は2兆円の計上されており、横須賀市への配分額は今後示される予定です。 コロナ基金については、20億円を財政調整基金から繰り入れ、さらに現在各方面から寄付を募っているところです。
58	3密を避けた新たな観光産業のあり方について、現時点での検討状況や考え方について確認したい。	文化スポーツ観光部	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、密閉、密集、密接の3密を避けることが必要なため、外から人を呼び込む集客事業が非常に難しい状況になっています。 当面は、大きなダメージを受けた観光産業に関わる方々に対する支援を中心に進めるとともに、民間とも連携したゲームのオンラインイベントなど、来訪せずに参加できるイベントも新たに行っています。また、既存のイベントや観光地への誘客についても、3密を避けるための必要な対策を講じた上で、小規模でも継続性のある事業を進めていきます。 今後、ワクチンなどの予防体制確立の見通しも視野に入れながら、本格的な集客事業を進め、観光・交通関係の事業者などとともに、これまで以上のプロモーションを実施して横須賀市を盛り上げ、観光産業の回復を後押ししたいと思っております。 現在、製造業、情報通信産業に加え、新たな主要産業として観光業を成長させることを目指していますが、今後同じ状況が発生した場合に備え、市内産業構造の多様化の研究も行っていく必要があると考えています。
59	横須賀市限定の地域通貨に関する考え方や今後の検討予定について確認したい。	文化スポーツ観光部 (経済部)	地域通貨については、取り組んでいる自治体があることは承知していますが、費用対効果が十分に確認できない状況です。 昨年、国はマイナンバーを利用し、特定地域で利用ができる自治体ポイントの運用を検討していたため、横須賀市でもこの仕組みの導入の検討をしましたが、国が利便性などの総合的な判断により、全国で使用できるマイナポイントの方法に切り替えたため、横須賀市でもマイナンバーカードを活用した地域通貨の運用の方向性には至りませんでした。 地域通貨の実施に当たっては、利用環境の整備に加え、運営管理にかかる継続的な経費も発生するため、他都市の実績や効果を研究し、横須賀市において効果のある施策となるか引き続き検討してまいります。
60	感染症対策を考慮した地域防災計画の改定を検討していただきたい。 あわせて、福祉避難所の開設を含めた避難所運営のあり方についても検討していただきたい。	市民部	災害はいつ発生するか分からないため、できることはすぐに取り組むという考えのもと、まずは感染予防のためのテント等を購入することとしました。 感染症流行を踏まえた新しい生活様式に基づく福祉避難所も含めた避難所運営のため、まずは避難所開設訓練を実施します。そこで課題を洗い出し、適切に対応できるよう検討を進めてまいります。
61	福祉的な就労支援施設に通所している障害者に対する工賃が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な理由で減少しているが、国の雇用調整助成金の対象外でもあるため、本市独自の補償を検討していただきたい。	福祉部	就労継続支援B型事業所の工賃の減少は全国的な課題です。このため、国が自立支援給付費の柔軟な運用を認めているところですが、それでもなお、状況の厳しい事業所があると聞いています。今後事業所とよく話し合いながら、どのような支援策が必要なのか検討してまいります。
62	福祉公共サービス等を担う民間事業者等が事業の再構築に向けた判断基準とするために、現時点で収集している情報をもとにフローチャートを作成していただきたい。	福祉部	介護保険サービスや障害福祉サービス等には多種多様なサービスが存在しており、事業所ごとにその置かれている環境が異なっているため、フローチャート等により一律の判断基準を示すことは難しいと考えています。 個別の事案について判断に迷うときは、指導監査課にご相談いただきたいと思います。
63	国民健康保険、国民年金の減免の申込が増えることを想定した体制を整えていただきたい。	福祉部 市民部	国民健康保険につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に係る臨時雇用対策（人事課）により会計年度任用職員を採用し、人員を増やすことで業務量の増加に対応する予定です。 国民年金保険料免除申請につきましては、市では申請書の受け取りのみを取り扱うので時間を要しておりません。その後の審査、判定、結果通知発送等は日本年金機構が行うためです。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった方は、臨時特例的に令和2年2月分から6月分までにつき免除申請を行うことができます。5月1日より窓口サービス課国民年金係、各行政センターにて受付を開始しており、直接、横須賀年金事務所に窓口申請・郵送申請することも可能です。受理件数は市全体で5月中32件であり混乱なく対応していると考えております。今後も、大きな混乱は見込んでおりませんが、必要に応じて課内等における調整により受付体制を整備してまいります。
64	国等からの新型コロナウイルス感染症関係の通知を事業所や企業に周知する際は、市が分かりやすくポイントを押さえたものを併せて通知していただきたい。	福祉部	国等からの通知に関しては、事業所等の運営に支障がないよう、まずは通知文そのものを漏れなく速やかに周知することが必要であると考えています。 参考までに、福祉系事業所に対する厚生労働省からの通知では、質問に対する回答という形式（いわゆるQ&A）をとるものもあり、理解しやすいものとなっていますが、内容に関して事業所から質問の多い事項などについては、市からQ&A形式でまとめたものを別途通知しております。

No	要望等事項	対象部局等	回答
65	放課後等デイサービスの利用者が、同サービスを欠席し代替サービスを利用した際の利用者負担について、市が補填することを継続していただきたい。 また、この制度を利用者及び事業者へ周知を徹底していただきたい。	福祉部	居宅への訪問や電話等で児童の健康相談や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行う代替サービスは、4月分より通常提供しているサービスを提供しているものとして算定することが認められ、6月中もこの取り扱いを継続します。 6月提供分の利用者負担は、コロナ感染症対策に伴う学校の臨時的措置がとられていることに鑑み、4月・5月と同様に利用者の負担はかからない内容で実施される予定であり、取り扱いについては、5月29日に各事業者向けに周知しました。また、利用者には、折に触れて市から説明するとともに、事業者の皆様からも働きかけをお願いしています。なお、市で代替サービスについてのチラシを作成し、各事業所に掲示をお願いしました。
66	福祉公共サービス等を担う民間事業者の感染拡大を防ぐため、休業に対する補償を検討していただきたい。また、感染疑いが出た際の閉所などのルールを市で示していただきたい。	福祉部	福祉サービスの事業所は、緊急事態宣言下にあってもこれまで通りの開所が要請されています。 一部の事業所では、利用者が激減しやむを得ず休業せざるを得なくなったと聞いておりますが、こうした場合には通常の店舗と同様の助成制度（家賃補助、持続化給付金など）が利用できます。 福祉サービス事業所の利用者や職員に感染者が出た場合、施設を分離しなるべく事業運営を継続すること、閉所せざるを得ない場合には、所定の消毒などを行って速やかに再開していただくよう、要請しています。なお、消毒等にかかる経費については、公費助成がありますが、閉所期間中の休業補償はありません。 横須賀市としては、営業継続に伴って経費が増える感染予防物資などへの助成を行うことで支援しておりますが、休業補償については、福祉サービス事業所に限って補償することは難しいと考えます。 また、感染疑いが出た場合の対応は保健所の指示に従います。
67	訪問介護における装備及び介護方法についての動画や防護用物資の代替品に関する情報を介護事業所へ提供していただきたい。	福祉部	「訪問時の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」および「高密度ポリエチレンビニール袋で簡易エプロンを作る方法」を作成し、関係者向けに周知しています。今後は、ホームページへの掲載について調整していきます。 併せて、具体的な訪問介護における注意事項や感染防止策については、厚労省が作成したユーチューブ動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」を周知しました。
68	生活保護等の相談数、申請数、受給世帯数及び生活福祉課の人員数について、2020年1月から5月まで及び2019年3月もしくは4月の状況を、公表が可能な範囲で提供していただきたい。	福祉部	2020年1月から5月までの生活保護等の実績については、月平均になります。相談件数は146件、申請件数は43件、受給世帯数は4,052世帯、生活福祉課の職員数は77人でした。 2019年3月では、相談件数は92件、申請件数は39件、受給世帯数は4,016世帯、職員数は77人でした。
69	生活福祉資金貸付の申請数及び横須賀市社会福祉協議会の人員数について、2020年1月から5月まで及び2019年3月もしくは4月の状況を確認したい。 なお、申請数について、可能であれば直接対応・県に郵送・中央労働金庫に郵送の区分ごとに教えていただきたい。	福祉部	2020年1月から5月までの生活福祉資金貸付の申請件数は923件です。 また、生活福祉資金貸付に従事する横須賀市社会福祉協議会職員は、同制度の特例貸付開始前の1月から3月24日までは他業務と兼務の2人により相談や申請受付を行っていました。 3月25日に同制度の特例貸付が開始された後は、市社協内部での職員配置の変更により4月3日までは専任4人、4月6日からは専任8人、4月20日から人材派遣会社の職員5人を加えた13人で申請受付を行うなど体制を強化しました。 なお、2019年3月の申請受付件数は1件、同期間の受付職員数は兼務の2人でした。 生活福祉資金貸付制度は、都道府県社協が実施主体であり、各市町村社協が受付窓口を担っております。このため、横須賀市では、社協受付分以外の申請件数は把握していません。なお、神奈川県社協に申請件数を確認したところ、集計中であり報告には時間を要する旨の回答がありました。
70	将来的な抗体検査について、医療関係者との意見交換を検討していただきたい。	市長室	この先、予想される感染の第2波に向け、これまでの感染状況を把握するための抗体検査は有効な手段だと認識していますので、今後検討をまいります。
71	帰国者・接触者相談センターの相談件数やPCR検査の実施数などの現状を公表するにあたり、より分かりやすい内容になるように、別添様式も参考として検討していただきたい。	健康部	6月1日より相談件数、検査人数、感染者数をグラフ化し公表しています。今後も、よりわかりやすい内容となるよう対応をまいります。
72	保健所の事業実施にあたり、応援体制も含め、相談数に対して適切な人員になっているのか確認したい。	健康部	患者発生当初は保健所内での応援体制をとりましたが、患者の増加に伴い健康部全体の応援体制をとる等工夫をまいりました。また、別途新型コロナウイルス対策担当を設置、5名の応援体制を取り、感染者数の減少もあいまって落ち着いてきています。 また、帰国者・接触者相談センターについても、相談数の増加により電話回線を増やすとともに、4月27日より派遣スタッフを配置するなどして体制を整備しました。現在は相談数や陽性数が減少傾向にあります。第2波・第3波に備え応援体制は維持をまいります。
73	放課後児童クラブの利用自粛要請に応じた利用者の利用料の扱いなど、本市の放課後児童クラブの利用料の現状について確認したい。	こども育成部	民設の放課後児童クラブ（全71クラブ）へ利用自粛時の利用料の扱いについて照会したところ、約76%の54クラブから自粛した場合に利用料を返金すると回答がありました。 1日に付き500円を上限にクラブへ補助が可能なため、返金していないクラブに対しては、返金してもらえるよう依頼していきます。
74	陽性患者搬送時のファーストコンタクトとなる消防職員に対して、防疫等作業手当などの特殊勤務手当を加算していただきたい。	消防局 (総務部)	防疫作業に従事した職員に対する手当については、支給根拠となる「職員特殊勤務手当支給条例」の一部改正に向けて、総務部から条例改正議案を提出します。 消防局としては、感染症対応事案に直接従事したすべての職員に手当を支給できるよう、対象範囲を整理しています。
75	救急出動の際、陽性患者に対応した消防職員に対し、PCR検査を希望制で受けられるようにしていただきたい。	消防局 (健康部)	救急隊が取り扱う事案には、明らかな感染者だけではなく、疑いのある患者に対応することも考慮して活動しなければならないため、常に感染対策を徹底しています。 このような患者を搬送した場合の救急隊員へのPCR検査については、活動中の患者の状況や活動内容など、救急隊員の活動を振り返り、検査の必要性について保健所と精査を行ったうえで実施していきます。

No	要望等事項	対象部局等	回答
76	マスクにより熱がこもりやすくなる夏場に向けて、職員全般の熱中症対策を徹底していただきたい。特に消防職員については、連続して現場での作業にあたる場合も考えられるため、状況に応じて自動販売機やコンビニエンスストア等での水分の調達等を進めていただきたい。また、防護服やマスクなど安全性があり、通気性の良いものがあれば導入していただきたい。	総務部 (消防局)	新型コロナウイルスを想定した熱中症対策については、環境省及び厚生労働省が作成した「熱中症予防行動の留意点」や「熱中症予防行動のリーフレット」により、職員に対し注意喚起を行っています。 今後も、庁内電子掲示板（健康相談のお知らせ）を活用し、職員に対し注意喚起を行ってまいります。 消防局の熱中症対策については、消防隊等の現場活動の対策として、各車両のクーラーボックスに飲料水を積載し、適宜水分補給を行っています。 また、活動が長時間化した場合は、応援隊を編成し飲料水等の補充を行っていますが、現場においてコンビニエンスストア等での調達も可能としております。 なお、防護服やマスクは、感染防止の目的から通気性は良くない物となっているため、新型コロナウイルス感染症の傷病者を搬送するときは、活動時間の短縮に努めています。
77	次亜塩素酸水についての科学的知見及び安全性を国に確認し、その結果をもとに配布終了も視野に入れて検討していただきたい。	財務部	新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の有効性については、いくつかの大学等の研究結果では効果があるとされています。国では経済産業省の依頼により、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が検証を行っているところであり、現時点では、最終結論に至っていないところです。 なお、噴霧については、文部科学省からの通知を踏まえ、横須賀市としては慎重に対応していくこととしています。
78	学校での熱中症対策として、こまめな水分補給を徹底していただきたい。また、水筒を使用する場合など、水分補給のルールについて確認したい。	教育委員会	こまめな水分補給については、別添5月20日付「熱中症対策について（依頼）」において、各学校長に依頼しています。 水分補給のルールについては、同文書の中で衛生管理上の留意点などを明示しています。
79	中学校の弁当持参に関し、夏季の食中毒対応策として学校内でどのように保管するのか確認したい。また、各家庭に対し、どのように食中毒対策を周知するのか確認したい。周知の際には保健所等の意見を聞き、マニュアルを作成するなど工夫していただきたい。	教育委員会 (健康部)	中学校の弁当については、各家庭で保冷剤を入れる等の対応をしていただき、登校後は、エアコンの効いた普通教室で各自が管理しています。 今後、保健所と協議しながら、保護者に分かりやすい文書を作成したいと考えています。
80	学校と児童のコミュニケーションのひとつとしてのオンラインの活用について、現状の問題点と検討状況を確認したい。	教育委員会	横須賀市の教育ネットワークの現状は、児童生徒の個人データを管理する校務支援のために構築された、教育研究所と学校を結ぶシステムとなっています。現在、各家庭と学校との相互通信が求められていることを踏まえ、外部とのオンライン環境整備の検討に着手したところです。
81	冬休みの短縮や土曜授業の実施等、授業時間の確保についての検討状況を確認したい。	教育委員会	横須賀市では、早期に学習内容の理解を高めるために、夏季休業期間を他市と比べて短くしました。 今後、第2波が想定されていますが、再び休校となった際の授業時間を確保する手立てとしての冬休みの短縮や土曜授業の実施にはまだ手をつけていません。
82	臨時休校で給食がなくなったことにより、経済的な理由等で食事を取ることが難しい児童のいる世帯に対する支援の検討状況について確認したい。	福祉部	生活保護世帯については、臨時休校の間は給食費分を各世帯に支給しています。また、フードバンクや市民の方々から提供を受けた食品を、食の支援を必要とする方や、こども食堂、ひとり親の家庭に提供しており、今後も、積極的に支援を続けていきます。
83	今後の児童・生徒の安全対策について、教育委員会として統一した情報を保護者に提供していただきたい。また、保護者からの問い合わせや意見を集約する方策を考えていただきたい。	教育委員会	教育委員会は、休校や学校再開など根幹にかかる基本方針を学校に指示し、学校は、その内容をかみくだいて児童生徒や保護者にお知らせしています。 現在、学校がお知らせする内容については各学校のホームページに、教育委員会が指示した内容については教育委員会のホームページにそれぞれ記載していますが、今後は各学校のホームページに教育委員会のホームページのリンクを貼り、一つの場所で各学校の情報及び教育委員会の情報を確認できるようにしてまいります。 一方、各学校や教育委員会、「市民の声」などにいただいているご意見等については、内容をよく確認して対応しているところです。
84	町内会に協力を依頼している地域清掃（公園・道路等）を行うことができない地域では、市の対応で除草などの清掃を行っていただきたい。	環境政策部 土木部	今年度も、街区公園内（301公園）の清掃、除草を町内会、自治会等の団体（188団体）にご協力いただいています。 現時点において、清掃等の実施ができない旨の連絡、相談を受けていませんが、今後、そのような相談があれば実施状況を把握したうえで、市で対応を行うべく、検討してまいります。 なお、道路と河川の清掃については、町内会に依頼している地域はありませんが、まちかど里親制度による団体（約50団体）にご協力をいただいている区域がありますので、今後そのような相談がありましたら、団体の負担にならないよう、市で対応を行うべく、検討してまいります。
85	町内会に協力を依頼している地域清掃（公園・道路等）の問題点について、町内会からの相談を待つのではなく、行政側から町内会に対して確認するようにしていただきたい。	環境政策部 土木部	協力をいただいている町内会、自治会等の団体に対し、アンケート等による調査を行い、実施状況を確認します。 また、まちかど里親制度により道路や河川の環境美化に協力いただいている団体に対しては、書面による確認を行っています。
86	国の第二次補正予算にある「支援対象児童等見守り強化事業」をどのように活用するのか確認したい。	こども家庭支援センター	国の「支援対象児童等見守り強化事業」は、市町村を実施主体として、支援対象児童等の状況把握を、子育て支援を提供する民間団体の居宅訪問等により行うものですが、本市においては、要保護児童対策地域協議会のネットワークに加え、児童相談所の設置によるきめ細かな支援や、子育て支援ヘルパー、育児支援家庭訪問での居宅訪問等による状況把握に努めており、現状では新たに民間団体等に経費を補助し、見守り支援を実施することは考えていません。
87	住居確保給付金の受付を16時までに短縮していることを、ホームページに掲載するなど、分かりやすい広報をしていただきたい。	福祉部	住居確保給付金に係る面接相談は、相談の時間を確保するために受付の目安を16時開始分までとしています。電話相談については、8時30分から17時15分まで（12時～13時を除く）受け付けています。早速、相談時間をホームページに掲載して、わかりやすい周知に努めます。

No	要望等事項	対象部局等	回答
88	小中学校の熱中症対策における水分補給について以前確認したが、熱中症対策全般についてどのように考えているのか確認したい。特に、夏季期間の中学生の登下校における服装について確認したい。	教育委員会	<p>「熱中症対策全般について」 ①健康観察の徹底②児童生徒等の水筒持参③適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備④熱中症指数計の活用⑤マスクの着用による熱中症リスクへの対策の5点について、市立学校に通知し、児童生徒に指導するよう指示しました。学校から保護者や地域住民へ周知することもあわせて指示し、その上で、教育委員会のホームページに掲載しました。（資料1から4）</p> <p>「夏季期間の服装について」 夏季の制服については、原則としてYシャツ、夏用ズボン、夏用スカートとしていますが、ここ数年の暑い日が続く状況をとらえて、学校と保護者が相談し、各学校長の判断によってジャージ登校やポロシャツによる登校を認めています。</p>
89	市への寄付金及び寄贈品の内容と配布状況について、時系列と種別毎の一覧を確認したい。	財務部・市民部	寄付金及び寄贈品の状況は、別添資料のとおりです。
90	市内医療機関のオンライン診療の実施状況及び課題について確認したい。	健康部	市内27の医療機関が電話、オンラインによる診療を行っています。課題について、現段階では把握していませんが、今後、医師会等を通じて情報収集をしていきたいと考えています。
91	<p>3月2日付の市議会から市長への申し入れについて3月6日に回答をいただいたが、その後の対応等について、以下のとおり確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中保護者がいない家庭において、子どもを預ける場所がない状況などで困っている実態の有無を、どのように把握したのか確認したい。</li> <li>・図書室等の学校施設を自主学習のために開放するなど、地域・学校の状況に応じた対応について、各校の実績を確認したい。</li> <li>・市の対応方針をどのように保護者へ周知したのか確認したい。</li> <li>・支援学級に所属している児童生徒への特段の配慮はどのようなものだったのか確認したい。</li> <li>・新型コロナウイルスに関する情報発信について、具体的にどのような配慮と改善をしたのか確認したい。</li> </ul>	教育委員会・市長室	<p>【休校中の家庭の困っている実態の把握について】 3月4日付け学校教育部長通知により、図書室等の学校施設を自主学習のために開放するよう指示して以降、学校は、保護者との電話連絡や家庭訪問、連絡日の登校時などにおいて、保護者からの申し出などにより状況を把握しました。教育委員会は、指導主事等が学校訪問をした際に、その様子を直接聞き取り把握しました。（資料1） その結果、通常の学級においては、特段の申し出はありませんでした。特別支援学級においては、小学校において、3月は申し出がなく、4月から5月に1校でのべ14人を受け入れました。中学校においては、3月に1校でのべ10人、4月は3校でのべ16人、5月は6校でのべ35人を受け入れ、合計のべ人数は61人でした。</p> <p>【自主学習のための学校施設の開放について】 3月と4月については保護者からの申し出はありませんでしたが、5月には、小学校では、自主学習として図書室等を利用したのは2人、オンライン学習のためにコンピュータ室を利用したのは46人でした。中学校では、自主学習として図書室等を利用したのは88人、オンライン学習のためにコンピュータ室を利用したのは58人でした。</p> <p>【対応方針の保護者への周知について】 教育委員会の対応方針の保護者への周知については、基本方針を教育委員会が学校に通知し、学校はその内容をかみくだいて文書配布及び学校ホームページへの掲載、メール配信等で保護者に周知しました。（資料2から8）</p> <p>【特別支援学級に所属する児童生徒への特段の配慮について】 休校中に、保護者の申し出により学校で受け入れた際に、在宅中の様子についての状況把握、学習支援、心のケア、生活指導などを行いました。</p> <p>【情報発信について】 市民の皆様が必要とされる情報が行き届くよう、全庁に呼びかけながら収集・整理し、わかりやすさとタイミングに留意した情報提供に努めています。ホームページにおいては、3月上旬の段階では、緊急告知エリアに約20項目の関連情報が羅列されているだけの状態でした。それぞれのリンク先に遷移したのち、他の関連ページを閲覧するためには、トップページにまで戻る必要があるなど、情報・階層の整理、関連ページへの導線設計に課題を抱えていたため、その改善を図りました。 特に、市民の関心が高い感染者の発生情報については市内の感染状況を正確に把握していただけるよう、健康部と連携し、帰国者・接触者相談センターへの相談件数、PCR等検査人数、感染者数の日ごとの件数及び累計、推移が一目でわかるようグラフや表を用い、視覚的な情報提供を実施しています。 各種支援策については、「個人向け」と「事業者向け」に分類し、市のみならず、国、県、関係機関の支援情報を集約して掲載しているほか、ご自身の状況に応じた支援策とその問い合わせ先がわかるように整理しています。 また、市民等が情報を入手できる機会を増やすことを目的として、ツイッターを活用した情報提供・拡散を実施しているほか、広報紙では号外やちらしの全戸配布、広報掲示板においては空いている掲載スペースの活用など、重要な情報をできるだけ多くの皆様に届けられるよう取り組んでいます。</p>
92	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録者数を増やすため、市民に対し積極的に周知していただきたい。	市長室	新型コロナウイルス関連の情報は市民にとって関心が高いものであるため、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をはじめとした感染症拡大防止対策について、他の取り組みも含めホームページ等で周知していきたいと考えています。
93	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により陽性者との接触が通知された場合のPCR検査の考え方について確認したい。	健康部	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で、陽性者との接触通知を受信した場合、接触状況や感染予防策の実施状況がそれぞれ異なるため、個別に聞き取りをしたうえで、対応していきたいと考えています。

No	要望等事項	対象部局等	回答
94	配慮が必要な子どもたちが通う市立施設（療育相談センター、養護学校、ろう学校、かがみ田苑）と市の間で、コロナ禍における環境整備について、どのような指示や情報の共有がされていたのか確認したい。 また、国からの指針に基づく情報の提供や指導等の連携が取れているのか確認したい。	福祉部	福祉援護センターについては、事業継続を要請されている施設のため、感染防止対策を施した上通常の職員体制で開苑しています。このため、職員や利用者及びその家族などに感染者や濃厚接触者が発生した場合の施設対応について、国や県からの通知とは別に施設管理者に対して文書にて連絡しています。併せて、感染の疑い等が発生した場合には、電話にて市に逐一情報提供される仕組みが出来ているとともに必要に応じて施設の運営状況の把握を行いました。また、神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイトにて国からの情報提供をしているところです。
		こども家庭支援センター	療育相談センターにおいては、施設利用者及び職員等に感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応や、感染予防対策の徹底について、指定管理者に対して、国等の通知内容を踏まえた指針を示すとともに、具体的な対応方法についての協議や報告の受理等を随時行い、情報共有と対応の連携を図りました。
		教育委員会	ろう学校、養護学校については、市立学校ですので、国や県の指針等を踏まえ、市の方針を他の市立学校と同様に通知して連携を図りました。それを受け、ろう学校、養護学校は、コロナウイルス感染症対策として、いっそうの環境整備に取り組んできました。 例えば、特別支援学校の休業時における居場所についての通知を受け、養護学校では、保護者の要望を踏まえて預かりを実施しました。なお、ろう学校については、保護者から居場所についての要望はありませんでした。 また、医療的ケアを要する児童生徒のための消毒用アルコールの優先供給についての通知を受け、養護学校は直ちに手続きを取りました。 学校の再開に向けても、国、県の動向を踏まえ、市の再開方針を通知しています。感染防止に最大限の配慮をしつつ、ろう学校では、小学校と同様に段階的に登校を再開しました。養護学校では、家庭と相談し個に応じた登校プランを立て再開しました。
95	現在、市の施設や学校開放については、段階的に使用できるようになっているが、「新しい生活様式に基づくルール」に従い、それぞれの基準の下で使用している状況である。新型コロナウイルス感染者が増えている現状を踏まえ、各施設を使用するに当たっての、新たな基準を検討しているのか確認したい。	市長室	各施設の利用条件につきましては、国が示した基本的対処方針に基づいて「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえて対応しています。感染者増加を踏まえた新たな基準の策定につきましては、これまで市施設からの感染者は出ておらず、一定の感染拡大予防ルールが定着したと認識していることから現時点で検討はしていませんが、感染状況などを総合的に判断し必要な場合に応じて、速やかに対応を図ってまいります。
96	横須賀共済病院、うわまち病院、市民病院の3病院の医療従事者を対象として、検査頻度（回数）に関しては他都市事例や現場意見を参考に、プール方式を含め、検査費用を試算していただきたい。	健康部	3病院の事務職その他を含めた医療従事者約3,400人を対象に10月～3月までの26週の間、13回で試算すると、PCR検査の場合、約8.7億円、抗原検査の場合、約2.9億円になります。  【PCR検査内訳】 3,400人×13回×@18,000円×1.1=約8.7億円 【抗原検査内訳】 3,400人×13回×@6,000円×1.1=2.9億円 一方、上記の検査を、プール方式（5人）で実施した場合、PCR検査は、約1.7億円、抗原検査は、約5,800万円となります。 【PCR検査内訳（プール方式）】 (3,400人×13回×@18,000円×1.1) ×1/5=約1.7億円 【抗原検査内訳（プール方式）】 (3,400人×13回×@6,000円×1.1) ×1/5=約5,800万円  プール方式については、世田谷区が導入する予定でしたが、国との協議の結果、現在、採用は見送られています。 また、プール方式で、陽性が出た場合、別途、それぞれの検体を個別に検査することが必要となり、その予算が発生することとなります。 なお、検査回数については、感染していないことを確認するには、その度に検査しなければ確認はできませんが、濃厚接触者の行動制限期間、14日間を基に算出しました。
97	文部科学省から8月に「小6、中3、高3の最終学年以外の児童生徒に次年度以降を見通した教育課程の編成を認める」ことが告示されたが、以下について本市の考えを確認したい。 1. 最終学年の学習不足の再編成の引継ぎはどのようにするのか。 2. それ以外の学年のカリキュラムの組み直しはどのように実施するのか。 3. 保護者への説明や教師の分担はどのようにするのか。	教育委員会	今年度中に未履修が発生することが予想された場合、まずは土曜日、冬休み等を活用して極力未履修が発生しないように努めますが、未履修が発生した場合には以下のとおり対応します。  1. 最終学年に履修できない範囲が生じた場合、学習不足を補うために小中学校間や高等学校間の連携が必要です。 小学6年生の多くは横須賀市立の中学校に進学します。市立の小中学校間の引継ぎを3月に行っており、その中で未履修の範囲を中学校に伝え、中学校の授業で補います。 中学3年生の進学先は県立高校が多いため神奈川県教育委員会に確認したところ、中学校で履修範囲をやり切る前提と考えているが、今後一斉臨時休校などがあつた場合には国の動向など見ながら対応を考えていきたいとの回答がありました。市立高校も県立高校と同じ対応としたいと考えています。 高校3年生は進学先が多岐にわたります。県教育委員会からは、原則、高校で履修完了するとの回答がありました。  2. 小学校においては現学年の担任が、中学校においては教科担任が未履修の内容を取りまとめ、次の学年に引継ぎを行い、次の担当が授業で取り扱っていきます。  3. 保護者への説明は、通常どおり学校だより、HP等で通知するとともに、学期末の面談で進捗説明ができると考えています。 教師分担は未履修の内容については確実に次の学年の担任、教科担任に引き継ぎ、新しい学年の授業の中で取り扱っていきます。とりわけ中学3年生については各学校で進路指導の場面において情報提供や説明を行っています。

No	要望等事項	対象部局等	回答
98	<p>再び学校閉鎖となった場合、プリントだけではなく、オンライン授業が必要と考えられるが、以下について本市の考えを確認したい。</p> <p>1. 現時点でオンライン授業の体制整備はどのような予定となっているのか。</p> <p>2. オンライン授業は動画配信を考えているのか。</p> <p>3. オンライン化には端末・通信環境の整備や教員の研修が必要だが、特にオンラインを使ったモデル授業の普及を考えているのか。</p> <p>4. オンライン授業の動画配信を行う場合、いわゆるスーパー先生の授業によって密度の高い、効率的授業のモデルを教員や児童生徒全体で共有していくのか。</p>	教育委員会	<p>【1 現時点でのオンライン授業の体制整備の予定について】</p> <p>通信環境などのハード面については、GIGAスクールによる高速インターネット回線の整備が中学校では今年度中に、小学校では来年度中に整備する予定としています。それまでの間にオンライン授業が必要になった場合のために、本年11月までに、各学校にPC端末とモバイルWi-Fiルーターを1台ずつ整備する予定です。</p> <p>学習コンテンツなどのソフト面については、現在、教育委員会が高校進学を控える中学校三年生用の授業動画から順次作成しています。今後は、学年ごと、教科ごとにコンテンツを増やし、年間を通じていつでも対応できるようにしていきたいと考えています。</p> <p>【2 オンライン授業は動画配信を考えているのかについて】</p> <p>オンライン授業は、授業の動画を作り、オンデマンド配信する方法を考えています。</p> <p>今後、児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合、入院や2週間程度の自宅待機を求められます。</p> <p>こうした場合には、同一学級の児童生徒の中で入院している者と自宅待機している者があつたり、教員が入院や濃厚接触者となって授業ができなくなる場合があつたりなど、同時双方向型のオンライン授業の実施が難しい状況になります。</p> <p>そこで、あらかじめ授業動画を用意しておくことで、教員が授業をできなくなっても児童生徒はオンラインで授業を受けることができ、入院していた児童生徒が、退院後に同じ授業動画で勉強することができます。実際に、入院したり濃厚接触者となり自宅待機となった児童生徒に対して、授業等の様子をタブレットPCで録画し、各家庭に届けて授業を補充する試行も行っています。</p> <p>【3 オンラインを使ったモデル授業の普及について】</p> <p>動画配信のコンテンツは、教育委員会に所属する各教科担当の指導主事が中心となり、授業動画の作成に取り組んでおり、今後は、コンテンツの充実を図るための組織体制を構築し、対応する教科や内容を充実させていく予定です。</p> <p>作成した授業動画は、端末・通信環境の整備に伴う教員研修を通して広く周知するとともに、教員の授業改善の研修で活用できないか検討します。</p> <p>【4 いわゆるスーパー先生の授業の共有について】</p> <p>教育委員会では、授業における指導力に長けた教員を「教科指導員」に任命して、指導主事とともに教員研修の講師を担っていただいております。現在、教育委員会で作成している授業動画の制作にも参画いただいております。</p> <p>こうして作成した動画は、臨時休校時に各学校で活用するだけでなく、平常時の授業で活用したり、教員の研修会で活用したりすることができないか、今後検討します。</p> <p>※ 新たな組織の必要性について検討しています。</p>